

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	老人福祉法による措置及び短期保護に関する事務 基礎項目評価表

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、老人福祉法による措置及び短期保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による措置及び短期保護に関する事務
②事務の概要	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、環境上及び経済上の理由により居宅において日常生活を営むのに支障等がある高齢者を養護老人ホームに入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。当事務では虐待を受けていたり、措置を必要としていて帰来先がない場合等、緊急かつ一時的な施設入所のための短期保護事業を含め、次に掲げる業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境上及び経済上の理由により居宅において日常生活を営むのに支障等がある高齢者(以下「当該高齢者」という。)の生活相談受付及び養護老人ホーム入所申請の受理 2 当該高齢者及びその扶養義務者に対する身体状況・資力等の調査(戸籍・住民票・介護保険情報・市民税情報・生活保護情報・障がい者手帳情報・固定資産・預貯金・年金その他の資産) 3 当該高齢者の入所措置に対する入所判定委員会の開催・審査・決定(却下) 4 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の費用徴収額の調査・審査・決定(住民票・所得・年金・市民税情報・介護保険情報・医療保険給付情報・生活保護情報・失業等給付関係情報) 5 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の状況把握(本籍・住民登録・年金・市民税情報・介護保険情報・医療保険給付情報・生活保護情報・失業等給付関係情報) 6 養護老人ホームへの措置に要する費用の支弁(介護保険情報・障がい者手帳情報) 7 養護老人ホーム入所者の生活状況の把握、指導及び助言 8 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の費用徴収に係る収納・滞納業務 9 扶養義務者及び相続人の状況及び扶養能力の把握(戸籍照会) <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の業務で扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 当該高齢者及びその扶養義務者に対する身体状況・資力等の調査(戸籍・住民票・介護保険情報・市民税情報・生活保護情報・障がい者手帳情報・固定資産・預貯金・年金その他の資産) 4 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の費用徴収額の調査・審査・決定(住民票・所得・年金・市民税情報・介護保険情報・医療保険給付情報・生活保護情報・失業等給付関係情報) 5 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の状況把握(本籍・住民登録・年金・市民税情報・介護保険情報・医療保険給付情報・生活保護情報・失業等給付関係情報) 6 養護老人ホームへの措置に要する費用の支弁(介護保険情報・障がい者手帳情報) 8 養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の費用徴収に係る収納・滞納業務 9 扶養義務者及び相続人の状況及び扶養能力の把握(戸籍照会)
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉総合システム(短期保護事業/措置) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 税外収入管理システム 9 データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1 措置・短期保護情報ファイル 2 税外収入情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の41の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の61の項及び62の項</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿課
②所属長の役職名	長寿課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市福祉部長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市福祉部長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6147

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2 番号利用法第9条第2項に基づき市が定める条例(予定)	2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2項	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 高井 俊夫	長寿課長 山本 勝	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1)支給認定の審査にあたり、世帯の情報(住民票関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付情報)の照会を行う。 (2)在宅状況の確認にあたり、介護保険給付状況や転居情報等の照会をする。	当該項目を削除。	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム(緊急通報装置設置) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 データ連携基盤(庁内連携システム)	1 福祉総合システム(緊急通報装置設置) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム)	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2の項	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 山本 勝	長寿課長 中川 英樹	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 中川 英樹	長寿課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	[○]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	[○]接続しない(入手)・[○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	-	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第2の61の項 及び62の項	番号利用法第19条第8号 別表第2の61の項 及び62の項	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の61の項 及び62の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の61の項 及び62の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	9 庁内連携システム(データ連携基盤)	9 データ連携基盤(庁内連携システム)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の41の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の41の項	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	